

東雲の会発第 2 号
令和元年 7月11日

東 雲 の 会
(島尻教育研究所修了者の会)
関 係 各 位

島尻教育研究所修了者の会「東雲の会」
会長 金城 欣也
(公印省略)
南部広域行政組合島尻教育研究所
所長 宮城 末義
(公印省略)

会則の改定について（周知）

時下、貴殿においてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年度まで毎年8月に実施していましたが「東雲の会」につきまして、昨年度の総会において会則第9条にもとづいて協議したところ、周年行事に合わせて5年ごとに実施すること、また、これに伴う会則の改定については、役員会に一任することに決定いたしました。

そこで、今年度、6月27日に役員会を開催し、協議のうえ新しい会則及び今後の「東雲の会」の持ち方を、下記及び別紙の通りとすることに決定しましたのでお知らせします。貴殿においては、本文書を回覧、掲示するなどして、関係職員に対し周知していただきますようお願いいたします。

今後も子ども達の豊かな成長と自己実現に向け、「東雲の会」並びに島尻教育研究所の事業運営に対し、御理解・御協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 役員会の開催について

- (1) 日 時：令和元年6月27日（木）17：30～
- (2) 場 所：南部総合福祉センター 2階 大会議室
- (3) 参加者：会長、副会長、書記会計、所長、主任指導主事・指導主事（事務局）
- (4) 協 議：「東雲の会」会則及び次回の「東雲の会」の持ち方について

2 新しい会則について ※ 別紙の通り

3 次回（第16回）「東雲の会」の持ち方について

- (1) 次回（第16回）の開催は、令和6年（2024年）とし、島尻教育研究所の周年行事に合わせて開催する。
- (2) 第16回「東雲の会」の役員会、実行委員会の発足は、令和4年とする。
- (3) 第16回「東雲の会」を円滑に実施するため、島尻教育研究所の指導主事が事務局となり、役員会、実行委員会の発足や連絡調整等に携わる。
- (4) 第16回「東雲の会」の実施に係る詳細は、「運営要項」に定める。

「東雲の会」会則

第1条 島尻教育研究所長期研修修了者等の会を「東雲の会」と称する。

第2条 この会は、次のことを趣旨とする。

島尻教育研究所長期研修修了者等の連携および資質向上を図る取組を通して、島尻地区教育の発展に資する。

第3条 この会の趣旨を達成するために次の事業を行うものとする。

- (1) 定例会
- (2) 本会の趣旨に添った活動等

第4条 この会は、島尻教育研究所長期研修修了者、島尻教育研究所適応指導教室「しののめ教室」歴代特別研修員及び島尻教育研究所職員をもって組織する。

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 2 人（小学校所属1人、中学校所属1人）
- (3) 事務局（島尻教育研究所主任指導主事、指導主事）
- (4) 書記・会計（幼稚園・こども園所属） 2 人
- (5) 顧問（島尻教育研究所 所長）

役員任期は、総会の実施の前年から2年間とする。ただし、やむを得ない事情により異動がある場合、後任者の任期は前任の残任期間とする。

第6条 各役員は、次の職務を遂行する。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理者となる。
- (3) 事務局は、会長の命を受け事務に従事する。
- (4) 書記・会計は会長の命を受け会務を処理する。
- (5) 実行委員は、会長の命を受け、総会の企画、立案、運営、実施を行う。
- (6) 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応ずる。

第7条 この会に次の組織を置く。

- (1) 総 会：全会員で構成する。

5年に1回、8月に開催するものとし、会長が招集する。

ただし、必要に応じ会長が臨時に開催することができる。

※ 次回開催は2024年

- (2) 役員会：会長、副会長、事務局、書記・会計、顧問で構成する。

- (3) 実行委員会：役員と実行委員で構成する。

実行委員会は、総会を行う年度の前年に発足し、次年度まで継続する。

ただし、必要に応じ、会長が臨時に開催することができる。

実行委員会の委員長は会長とし、委員長が議長をする。

実行委員は、総会が開催される前年の前期・後期教育研究員と総会が開

催される年度の前期教育研究員、並びに前回の総会以降に入所した教育研究員の委員長で構成する。

- (4) 事務局：事務局長、事務局員と書記・会計で構成する。事務局長、事務局員については、島尻教育研究所主任指導主事と指導主事がそれぞれ担うこととする。

役員会、実行委員会、事務局は、総会を実施する年の前年に発足し、活動期間は、総会実施の前年から2年間とする。ただし、会長が臨時に開催する場合は、実行委員会の協議により、適切な活動期間を設定する。 ※ 次回発足は2023年

第8条 各組織は、次の事業及び業務を遂行する。

- (1) 定例会：全会員による第2条の趣旨に沿った連携や資質向上に関する活動
- (2) 実行委員会：総会の企画、立案、実施
- (3) 事務局：連絡・調整、事務手続き、会計業務

第9条 定例会は、この会の趣旨を達成するため、次の通り企画・運営する。

- (1) 定例会の企画、立案、実施は、実行委員会が行う。
- (2) 総会並びに実行委員会の議長は会長とする。
- (3) 実行委員会は、総会を行う年度の前年に組織し、次年度の総会の実施、総会の事後処理まで活動する。
但し、必要に応じ、臨時に開催することができる。

第10条 この会の役員で、正副会長及び書記・会計を選出する際は、実行委員会において会員の中から選出する。

第11条 この会則は、実行委員会において出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

附 則 この会則は、2019年4月1日から施行する。